

# 組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程

平成19年4月1日

平成20年4月24日一部改正

平成21年4月22日一部改正

## (趣 旨)

第1条 福島県中小企業団体中央会（以下「福島県中央会」という。）は、経済的、社会的環境の変化に対応するため事業協同組合、事業協同組合連合会、企業組合、商工組合、協業組合、共同出資会社、中間法人、社団法人、並びに中小企業者等で構成される事業者団体（以下「組合等」という。）が行う組合等新事業プラン策定支援事業に要する経費に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱（平成19年3月28日付18商第2703号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによって実施するものとする。

## (補助金の交付対象)

第2条 組合等が行う組合等新事業プラン策定支援事業に要する経費の補助（以下「補助金」という。）は、組合等が新事業のプラン策定のために行う事業に必要な経費であって、別紙に掲げるもののうち、福島県中央会 会長が必要かつ適当と認めるものについて行う。

2 補助金の交付対象となる組合等は、次に掲げる要件のいずれかに該当する組合等のうち福島県中央会会長が適当と認めた組合等とする。

- ① 地域に重要な関わりを有する業界を代表していると認められる業種別組合等であって10人以上の構成員を有しているもの
- ② 地域において指導的な役割を果たしている組合等であって10人以上の構成員を有しているもの
- ③ その他、地域又は業界内で主導的な役割を果たしている組合等であって福島県中央会会長が事業を実施する主体として適当と認めたもの

## (補助額)

第3条 福島県中央会が交付する補助金の額は、別に定める。

## (補助金の交付の申請)

第4条 組合等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書（正1通）に組合等の定款、役員名簿、前事業年度の決算関係書類、並びに当該事業年度の収支予算書及び事業計画書を添えて福島県中央会会長にその定める期日までに提出しなければならない。

## (補助金の交付の決定)

第5条 福島県中央会会長は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出

があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により、組合等に通知するものとする。この場合において福島県中央会会長は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第6条 第5条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には、申請の取下げをすることができる。ただし、申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の内容の変更)

第7条 組合等は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書(正1通)を福島県中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助の中止又は廃止)

第8条 組合等は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書(正1通)を福島県中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の届出)

第9条 組合等は、補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第4による事故報告書(正1通)を福島県中央会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 組合等は、第11条の事業完了期限までに事業を完了する見込みがなくなつたときは、すみやかに様式第6による事業完了期限の延長承認申請書(正1通)を福島県中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、延長後の事業完了期限は、3月25日を超えることができない。

3 福島県中央会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、期限延長の理由が適正と認めるときは、様式第7による事業完了期限の延長承認通知書により、組合等に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 組合等は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第5による補助事業遂行状況報告書(正1通)を10月5日までに福島県中央会会長に提出しなければならない。

(事業完了期限)

第11条 組合等は、3月15日までに補助事業を完了するものとする。

(実績報告)

第12条 組合等は、補助事業の完了後5日以内（ただし、第8条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から5日以内）に、様式第8による補助事業実績報告書（正1通、写4通）を福島県中央会会長に提出しなければならない。

2 第9条第3項の規定による事業完了期限の延長承認を受けた組合等に係る実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、福島県中央会会長が定めるものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 福島県中央会会長は、第12条の規定による実績報告書の提出を受けたときは当該報告書を審査し、必要に応じ現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金額確定通知書により組合等に通知するものとする。

(概算払いの請求)

第14条 組合等は、第5条の補助金の交付決定の通知を受け、概算払いを受けようとするときは、様式第11による補助金概算払請求書（正1通）を福島県中央会会長に提出しなければならない。

2 福島県中央会会長は、福島県から概算払いを受けた額の範囲において組合に対し、概算払いをすることができる。

(精算払いの請求)

第15条 組合等は、第12条の規定により、実績報告書を提出した日から5日以内に様式第12による精算払請求書（正1通）を福島県中央会会長に提出し、補助金の精算払いを受けることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 福島県中央会会長は、組合等が補助金を他の用途に流用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 福島県中央会会長は、補助金の交付決定の取消しをした場合は、その旨を組合等に対し、すみやかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 組合等は、第16条の規定により取消しを受けた場合において既に補助金の交付を受けているときは、補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。

2 組合等は、第13条の規定により補助金の額の確定を受けた場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還通知

書に従って補助金を返還しなければならない。

(消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条の2 組合等は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第13によりすみやかに中央会会長に報告しなければならない。

2 中央会会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入れ控除税額の全額または一部の返還を命ずる。

(補助金に係る経理)

第18条 組合等は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の監査)

第19条 福島県中央会会長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、その指導員又は職員に対し組合等の監査を行わせることができる。

(その他)

第20条 福島県中央会会長は、組合等に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 組合等は、第5条に規定する補助金交付申請書の提出までの応募手続きについては、福島県中央会会長が別に定めた実施要領に従わなければならない。

別 紙

補助金交付の対象となる経費
謝金、旅費、委託費、会議費、会場借料費、会場設営費、調査費、
資料費、消耗品費、借損料、雑役務費、原稿料、通信運搬費、
印刷費、光熱費、教材費

様式第 1

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表者の氏名 印

令和 2 年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付申請書

組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 4 条の規定により下記のとおり補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 組合等の概要 「別紙 (1)」組合等の概要を記載した書面のとおり

4. 補助事業の内容等 「別紙 (2)」組合等新事業プラン策定支援事業計画書及び「別紙 (3)」経費明細表のとおり。

(添付書類)

1. 定 款

2. 役員名簿

3. 前事業年度の決算関係書類

4. 当該事業年度の収支予算書及び事業計画書

[別紙 (1)] 組合等の概要を記載した書面

1 . 組 合 名	
2 . 所 在 地	〒
3 . T E L	
4 . 設 立 年 月 日	
5 . 代 表 者 名	
6 . 組 合 員 数	
7 . 組 合 員 等 資 格 事 業	
8 . 組 合 の 地 区	
9 . 主 な 事 業	
1 0 . 常 勤 役 職 員 数	

[別紙 (2)] 組合等新事業プラン策定支援事業計画書

1. 新事業プラン策定 テーマ	
2. 組合事業の概要	
3. 組合の抱える課題	
4. 事業内容	<p>(1) プラン策定委員会 (委員会構成員：専門家又は委員の人数及び委 嘱日数、開催数)</p> <p>(2) 新事業プラン策定事業 (調査研究事業内容、調査委託先、並びに海外 調査を実施する場合には、調査地区、対象、人 員、日数等を記載すること。)</p> <p>(3) 策定プラン報告説明事業 (事業内容、開催回数、受講者数等を記載する こと。)</p>
5. 実施スケジュール	<p>(1) プラン策定委員会 令和2年 月 ~ 令和 年 月</p> <p>(2) 新事業プラン策定事業 令和 年 月 ~ 令和 年 月</p> <p>(3) 策定プラン報告説明事業 令和 年 月 ~ 令和 年 月</p>

[別紙 (3)] 経費明細表

事業内容	補助事業に要する経費		備考
	予算額	補助金額	
(1) プラン策定委員会			
(2) 新事業プラン策定事業			
(3) 策定プラン報告説明事業			
合計			
上記のうち 海外調査旅費			

(注) 事業別に経費の明細を記載すること。

補助金要求額                      金                                      円

[積算基礎]



殿

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆 助

令和 2 年度 組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった組合等新事業プラン策定支援事業補助金については、組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助金の額 金 円
3. 事業完了期限 年 3 月 1 5 日
4. 交付条件
  - ① 補助事業者は、新事業プランを作成すること。
  - ② 補助事業者は、プラン作成後、組合員等に対する指導及び周知普及を行うこと。
  - ③ 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱、組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程に従うこと。
5. 組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 7 条ただし書きに規定する補助事業の内容変更のうち、軽微な変更とは、次に定める場合以外の変更をいう。
  - ① テーマの変更をしようとする場合
  - ② 様式第 1 の補助金交付申請書の（別紙（3））経費明細表の事業内容の欄に掲げる事業に要する経費の額を事業相互間で 2 割を超えて変更しようとする場合
  - ③ 上記②の規定にかかわらず、海外実地調査の内容の変更（中止）をしようとする場合及び海外実地調査に要する経費の額を増額しようとする場合

様式第3

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

令和2年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金に係る  
補助事業の内容の変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 福中発第 号をもって交付決定のあつた上記の補助事業の内容を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第7条（第8条）の規定により承認を申請します。

記

1. 変更（中止、廃止）の理由

2. 変更の内容

- （注）
1. 比較対照とし、判り易く記載すること。
  2. 中止の場合は中止期間を記載すること。

「別紙」

事業内容	補助事業に要する経費			
	変更前 予算額	変更前 補助金額	変更後 予算額	変更後 補助金額
(1)プラン策定委員会				
(2)新事業プラン策定 事業				
(3)策定プラン報告 説明事業				
合計				

様式第 4

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

令和 2 年度組合等新事業プラン策定支援事業事故報告書

年 月 日付け 福中発第 号をもって交付決定通知の  
あった上記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、組合等新  
事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 9 条の規定により報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 事故の内容及び原因
5. 事故に対する措置

- (注)
1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。
  2. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象とな  
った事業を記入すること。

様式第5

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

令和2年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金に係る  
補助事業遂行状況報告書

組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第10条の規定により、  
令和 年 9月30日現在における補助事業の遂行状況を下記のとおり  
報告します。

記

1. 交付決定 年 月 日付け 福中発第 号

2. 補助金額 金 円

3. 補助金概算払受領年月日及び金額

年 月 日 金 円

4. 事業の遂行状況

- (1) プラン策定委員会の実施状況
- (2) 新事業プラン策定事業の実施状況
- (3) 策定プラン報告説明事業の実施状況

5. 支出明細

事業内容	補助事業に要した経費			
	予算額	補助金額	補助金の 支出済額	補助金の 残 額
イ. プラン策定 委員会				
ロ. 新事業プラン 策定事業				
ハ. 策定プラン 報告説明事業				
合 計				

様式第 6

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

令和 2 年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金  
に係る補助事業の事業完了期限の延長承認申請書

年 月 日付け 福中発第 号をもって交付決定通知の  
あった上記の補助事業について、組合等新事業プラン策定支援事業補助金交  
付規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり事業完了期限延長の承認  
を申請します。

記

1. 期限延長の理由

2. 事業完了の期限

年 月 日

殿

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆 助

令和2年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金  
に係る補助事業の事業完了期限の延長承認通知書

年 月 日付け文書をもって承認申請のあった事業完了期限の  
延長については、組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第9条第  
3項の規定に基づき、これを承認したので通知します。

記

1. 実績報告書の提出期限  
年 月 日



様式第 8

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

令和 2 年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金  
に係る補助事業実績報告書

令和 2 年度における上記補助事業を完了したので、組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 1 2 条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 交付決定 年 月 日付け 福中発第 号

2. 補助金額 金 円

3. 補助事業に要した経費 金 円

4. 補助金概算払受領年月日及び金額

年 月 日 金 円

5. 事業の実績報告

組合等新事業プラン策定支援事業支出明細表

事業内容	補助事業に要した経費			備考
	予算額	決算額	補助金額	
① プラン策定委員会				
② 新事業プラン策定事業				
③ 策定プラン報告説明事業				
合計				

[積算内訳]

※ 特記すべき事項

海外実地調査の実施内容と支出した経費（海外実地調査を行った場合）

① 調査の実施内容

調査目的、調査地区、調査期間、調査対象、調査内容、調査人員等を記入する。

② 支出した経費

経費の明細	金額	備考
合計		

イ. プラン策定委員会

(1) 委員会の開催（委員会開催の場合のみ）

開催年月日	開催場所	出席人数

ロ. 新事業プラン策定事業

(1) 調査の実施

① 調査目的、調査内容、調査方法、調査期間、調査対象及びその数について記載する。

② 実地調査を実施した場合は、①のほか、調査地区、調査年月日、調査内容、調査対象及び調査人員を記載する。

③ 委託調査を実施した場合は、①のほか、委託先名、委託契約日、委託内容及び完了日を記載する。

ハ. 策定プラン報告説明事業

	開催年月日	開催場所	テーマ	出席人数	備考
第1回 第2回 第3回 ・ ・					
合計					

(2) 策定プラン作成部数 部  
配布先:

(注) 策定プランを添付すること。

二. 委嘱した委員又は専門家の氏名及び職業

氏名	職 業

福中発第 号  
年 月 日

殿

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆 助

令和 2 年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金の額の確定

年 月 日付け文書をもって報告がありました標記の件については、組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 13 条の規定に基づき下記のとおり確定したので通知します。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 概算払済額 | 円 |
| 3. 確定額   | 円 |
| 4. 精算額   | 円 |

様式第10

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

### 取得財産の処分申請書

令和2年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金により取得した財産を、下記により処分したいので承認をお願いします。

#### 記

1. 品目及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

様式第 1 1

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

令和 2 年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 福中発第 号をもって交付決定通知のあ  
った上記補助金について、下記金額の概算払いを請求します。

記

一 金 円也

1. 交付決定額 円

2. 概算払受領済額 円

3. 今回請求額 円

4. 残 額 円

5. 送金口座

様式第 1 2

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会 長 高橋 隆助 殿

組合等の名称及び住所

組合等の代表理事の氏名 印

令和 2 年度組合等新事業プラン策定支援事業補助金精算払請求書

年 月 日付け福中発第 号をもって交付決定通知の  
あった上記補助金について、下記金額の精算払いを請求します。

記

一 金	円也
1. 交付決定額	円
2. 補助事業に要した額	円
3. 概算払受領済額	円
4. 精算払請求額	円
5. 送金口座	



様式第 1 3

年 月 日

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助 殿

組合等の名称

組合等の住所

代表理事の氏名

印

令和 2 年度補助事業に係る消費税額の確定に伴う報告書

組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 1 7 条の 2 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 補 助 金 額                  | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税仕入控除税額     | 円 |
| 3. 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 ( 3 - 2 )       | 円 |

様式第 1 4

福中発第 号  
年 月 日

組合等名  
理事長

殿

福島県中小企業団体中央会  
会長 高橋 隆助

令和 2 年度補助事業に係る消費税額の返還請求書

組合等新事業プラン策定支援事業補助金交付規程第 1 7 条の 2 の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求ます。

記

1. 消費税の確定に伴う補助金に係る  
消費税仕入控除税返還請求額

円